別紙様式第十七の二　（令２内府総者財文科厚労農水経産国交環者令５・全改）

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

議決権代理行使受任に関する報告書

年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名		責任者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国		
	職業又は営んでいる事業の内容				
	ウェブページのリンク				
	報告者となる法的根拠（該当分に○）	イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接に議決権の50以上を保有している会社　ニ　特定組合等 ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　ヘ　イ～ホのために代理行使受任をするもの			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地			
		事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 総議決権	個
	(5) 外資比率	%
	(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄　ロ　店頭売買銘柄　ハ　その他
2 受任した議決権	(1) 数量等	数量　個 受任後の議決権比率　% （受任前の比率　%）

	(2) 受任の内容	
3 受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等		数量　　個 議決権比率　　%
4 受任の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
	(3) 委任数量	
5 受任年月日		
6 その他の事項		□ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。

(記入要領)

1 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。

3 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。

7 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6 その他の事項」欄に記入すること。

8 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9 「1 発行会社」欄中「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2 受任した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「3 受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

10 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下こ

の記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「2　受任した議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「(2)　受任の内容」欄には、受任によって得た権限を用いて議決権行使を行おうとする又は行った議案について、可能な限り記入すること。

12　「3　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「2　受任した議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）